

# 事務局資料（本日の議題について）

---

令和 8 年 10 月 26 日  
事務局

## (1) サマリーペーパーの在り方について

<一次答申(関連部分抜粋)>

第1章 検討トピック1:消費者への説明の充実の在り方 / 第4節 論点整理 / 第2項 今後の検討の方向性

第2章 検討トピック2:交渉力の低い消費者の保護の在り方 / 第4節 論点整理 / 第2項 今後の検討の方向性 (再掲)

### 2. サマリーペーパーの在り方

引き続き、TCA公表の全MNOによる「利用者理解の向上のための取組みについて」(令和7年9月1日から運用開始)の実施状況を注視するとともに、その実施状況(例:各事業者において契約内容の要点を整理した簡略な帳票を個別に作成している)及び諸外国における類似の取組事例(例:米国のブロードブランドラベル、欧州の契約サマリー)も踏まえ、契約手続の電子化を進めるに当たって、利用者の理解を助けるための手段としてサマリーペーパーの在り方(例:記載項目の統一化)について検討する。その際、サマリーペーパーに対する過度な制約が導入されることで、事業者間の自由な競争が阻害されることがないよう留意する。

## (2) 「MVNOサービスにおける利用者理解向上のための取組に関するガイドライン」(MVNO委員会)について

<一次答申(関連部分抜粋)>

検討トピック2:交渉力の低い消費者の保護の在り方 / 第4節 論点整理 / 第2項 今後の検討の方向性

2. FTTH事業者やMVNOにおいても、MNOと同様に、高齢者対応に関する統一的な基準を設けることを検討する。

## (3) 「移動系通信事業者が提供するインターネット接続サービスの実効速度計測手法及び利用者への情報提供手法等に関するガイドライン」の改正について

※一次答申への関連記載はないが、今般、総務省が定める当該ガイドラインにおいて求めている計測地点数を、一定程度削減することが可能であることが技術的に確認されたことを受け、当該測定地点数を削減する改正の是非を消費者保護の観点から確認するもの。

| 事業者・団体名                                                                 | 発表者(敬称略)(役職)                       | 説明  |
|-------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|-----|
| (1)サマリーペーパーの在り方について                                                     |                                    |     |
| 一般社団法人電気通信事業者協会                                                         | 消費者支援委員会 委員長<br>池田 法広              | 20分 |
| (2)「MVNOサービスにおける利用者理解向上のための取組に関するガイドライン」(MVNO委員会)について                   |                                    |     |
| 一般社団法人テレコムサービス協会MVNO委員会                                                 | MVNO消費者問題分科会 主査<br>井原 龍二           | 10分 |
| (3)「移動系通信事業者が提供するインターネット接続サービスの実効速度計測手法及び利用者への情報提供手法等に関するガイドライン」の改正について |                                    |     |
| 総務省                                                                     | 総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課 課長補佐<br>高橋 優実 | 15分 |